

都城市合併10周年記念都城島津伝承館特別展

# 紫舟と都城島津家史料の出会い みやこんじょ力の発信

本市は、平成28年1月に合併10周年を迎えます。これに先立ち、本市をこれまで以上に対外的にPRしていくため、著名な書家「紫舟さん」の魅力あふれる作品と、都城島津家に伝わる貴重な史料を融合した作品展を開催します。

◎問い合わせ 都城島津邸 ☎23-2116



◀2013年に発表された紫舟さんのインタラクティブアート「かみさまがいたるところにいたころのものがたり」の紹介映像を見ることができます。



## 都城の宝と書画の融合

都城島津家は、500年以上もの間、都城地域の領主としての役割を果たしてきました。都城島津家の史料は、都城の歴史を知る上では欠かすことのできない貴重なものです。これらの本市の宝ともいえる島津家の史料と、世界を舞台に活躍している書家「紫舟さん」の魅力あふれる作品とが融合した特別展を都城島津邸で開催します。

本展では、インタラクティブアートという手法を用いて、都城島津家の貴重な史料と、紫舟さんの書画が色鮮やかに融合します。

## 特別展の見どころ

都城島津家に関する人々が残した名言や、その人柄や功績、生き方を表現した言葉などを、紫舟さんがイメージした書体で書き表し、その作品と共に都城島津邸にある史料を紹介します。

また、特別展期間中に、邸内の石蔵で体験型のインタラクティブアートを披露します。紫舟さんが生み出す美しく力強い書と、本市の文化や豊かな自然が融合するこの作品は、石蔵内に幻想的な世界を生み出します。

12月11日(木)～14日(日)、フランス・パリのルーブル美術館で開催される「ルーブル美術館カール・ゼル・デュ・ルーブル」に、紫舟さんが初出展。同美術展は、ヨーロッパ美術界の登竜門とされています。



てつきびし なんばんどうぐ そく  
鉄鎧地南蛮胴具足 (都城島津邸蔵)

**開催期間**  
12月7日(日)～平成27年2月1日(日)  
※月曜日休館(月曜日が祝日の場合はその翌日)  
**開館時間** 午前9時～午後5時  
**観覧料** 一般400円(300円)、  
高校・大学生300円(200円)、  
中学生以下無料  
※本宅と石蔵を含む。( )内は、  
20人以上の団体料金。なお、期  
間中は、石蔵内での休憩などは  
できません

# 税金は必ず

悪質な滞納は許しません!



## 納付期限内に納めましょう

税金は、私たちみんなが社会の一員として、公平に納めなければなりません。ルールを守って納税した人のみが負担することのないように、悪質な滞納は許さず確実に徴収します。

◎問い合わせ 納税課 ☎23-2126



### 本市の滞納状況

市税には、市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税などがあります。

平成25年度分までの市税の滞納額は9億5,517万円、国民健康保険税の滞納額は16億5,274万円となっていて、市の財政を圧迫しています。

### 差し押さえ強化中!

市では、差し押さえを強化しています。差し押さえは、滞納者の財産を、その意思に関係なく換価可能な状態にする強制処分です。場合によっては、滞納者宅の捜索や、家用車の差し押さえなどを執行します。納期が過ぎても納付や相談がない場合や、納付の約束を守らない滞納者には、差し押さえ(滞納処分)を執行します。

滞納者には、納期限内に納付した人との公平性を保つため、次の手順をとります。

#### 督促

納付期限から20日以内に督促状を発送します。税に督促手数料と延滞金が増算されます。

#### 財産調査

預貯金や不動産の調査、給与支払者などへの問い合わせ、自宅や事業所の捜索などを実施します。

#### 差し押さえ

督促状発送から10日以内に完納しない場合、差し押さえの対象となります。

### 期限内に納入できないときは

市では、納期限までに納めることが困難な人のために、納税課(国民健康保険税は保険年金課)で納

税相談を行っています。なお毎月第3木曜日は、午後8時まで相談を受け付けています。

### 事業主の皆さんへ

公平・公正な徴収を行うために、滞納者の財産調査を目的として、給与の支払い状況を勤務先へ照会することがあります。所定の事項を記載し、必ず回答ください。

### 納税は便利な口座振替で

利用方法は、市内の金融機関の窓口にある市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書に記入し、預貯金口座のある金融機関へ、納税通知書または領収書、預貯金通帳、届出印を持参し、申し込みください。手続きの翌月(場合によっては翌々月)から振り替えを開始します。

### 法人市民税法人税割額の税率改正

平成26年度の税制改正により、法人市民税法人税割の税率が引き下げられ、12・1割になりました。この引き下げ分については地方人税(国税)が創設されています。これらの改正は、10月1日以降に開始する事業年度から適用されますのでご注意ください。

### 税を考える週間

11月11日(火)から17日(月)までは「税を考える週間」です。適正で公平な課税と徴収の実現に向け、さまざまな啓発活動を行います。国税庁ホームページに情報が掲載されますので、ご覧ください。  
<http://www.nta.go.jp>

# 国民健康保険税の

# 納め忘れはありませんか？

国民健康保険（国保）制度は、加入者の皆さんがお金を出し合って、病気やけがをした人の医療費に充てる、助け合いの制度です。国民健康保険税（国保税）の未納が増えると国保の健全な運営に支障を来します。必ず、納付期限内に納めましょう。

- ◎ 国保の制度や加入について 保険年金課 国保担当 ☎23-2642
- ◎ 国保の納付について 保険年金課 収納担当 ☎23-7144

## 納税義務者は世帯主です

国保税を納める人は、各世帯の世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合（職場の社会保険や共済組合加入者など）でも、同じ世帯に国保加入者がいるときは、その世帯主に国保税が課税されます。

## 国保税を滞納すると

滞納者には、納税者との公平性を保つため、次の手順をとります。

### ①督促

納期限から20日以内に督促状を発送します。

### ②催告

①で納付がない場合、催告状を発送し、未納期間によって延滞金が増加されます。

### ③差し押さえ

①②で納付がない場合、財産などの差し押さえ（滞納処分）をすることがあります。

また、前年度以前に国保税の未納がある場合には、通常の被保険者証の交付ができなくなり、代わりに次の対応となります。

## ■短期被保険者証の交付

通常の国保被保険者証より有効期限が短い被保険者証です。

## ■被保険者資格証明書の交付

国保税の未納期間が1年以上続いた場合に交付される証明書で、国保の被保険者であることを証明します。この資格証明書が交付されると、医療機関で診療を受ける場合には、診療費用の全額をいったん自己負担することになります。



## 国保税を納めるのが困難なときは？

期限内に国保税を納付することが困難なときは、保険年金課へ相談ください。事情に応じて分割して納めるなどの解決方法を一緒に考えます。相談は随時受け付けていますので、納付できないときには早めに保険年金課担当窓口までお越しください。

なお、毎月第3木曜日は、相談窓口を午後8時まで延長して受け付けています。

## 国保に加入・脱退するとき は届け出が必要です

職場の社会保険や共済組合などを辞めて国保に加入する場合、自動的には切り替わりませんので、必ず届け出を行ってください。

国保税は、加入の届け出が遅れた場合でも、職場の社会保険や共

済組合などの加入資格がなくなった日にさかのぼって課税します。

また、脱退の届け出が遅れた場合には、二重に課税され、必要以上に納税することになります。

健康保険は、職場の社会保険や共済組合などが優先するため、国保を脱退後に、資格の無い国保の被保険者証を使用した場合は、後日診療費用を請求しますので注意してください。

## 国保に加入・脱退するときとは？

次の要件に該当するときは、必ず14日以内に届け出てください。

### 加入するとき

- 他の市町村から転入してきたとき
- 職場の社会保険などをやめたとき
- 社会保険や共済組合加入者などの被扶養者でなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

### 脱退するとき

- 他の市町村に転出するとき
- 職場の社会保険や共済組合などに加入したとき
- 社会保険や共済組合加入者などの被扶養者になったとき
- 被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき